

I 一般会計および特別会計の状況

1 平成27年度決算の概要

一般会計決算の概要

○決算規模

平成27年度は、新たに策定した「滋賀県行政経営方針」の計画初年度として、歳入・歳出両面から財政健全化の取組を進める一方、地方消費税の税率引上げに伴う地方消費税都道府県清算金および地方消費税市町交付金の増加などにより、決算規模は、歳入・歳出とも平成25年度以降3年連続で増加し、5千億円台を超えています。

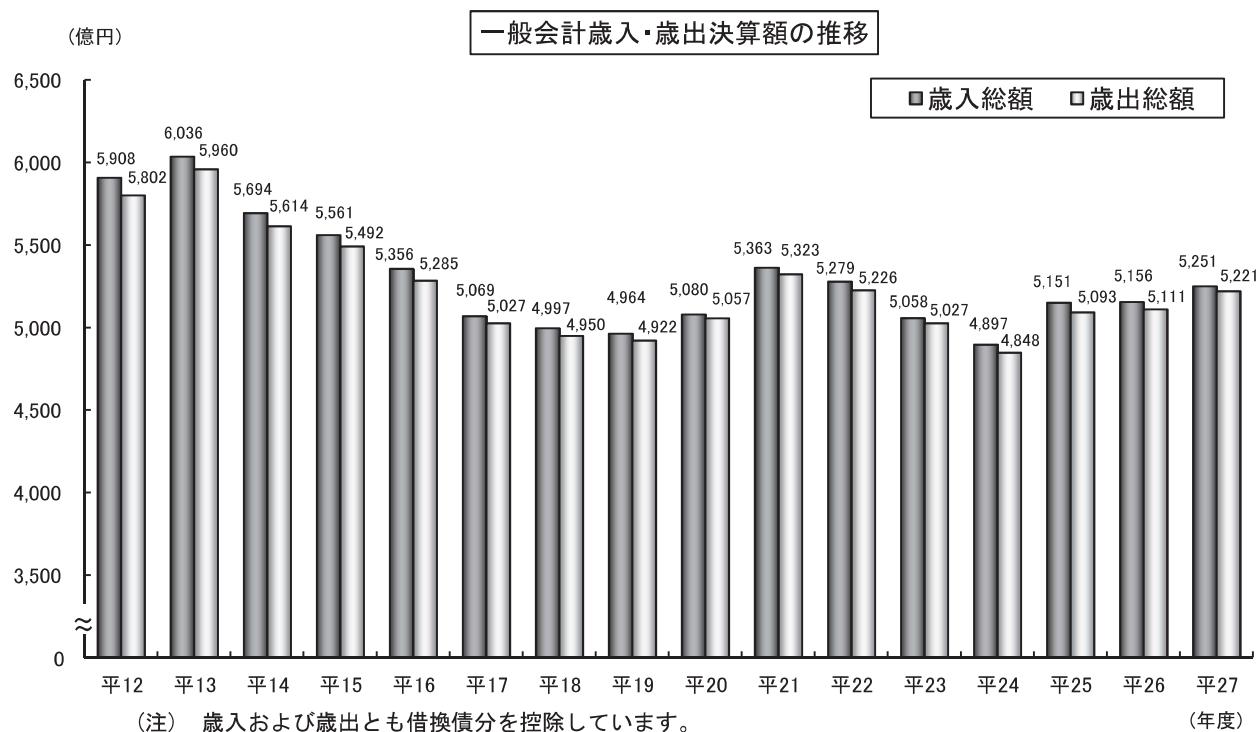
○歳入決算額

県税は、消費税および地方消費税の税率引上げの影響により地方消費税が大幅に增收となったことや、地方法人課税の偏在是正措置の見直しの影響などにより法人二税が增收となったことなどから、総額で前年度に比べて増加しました。

国庫支出金は、子育て支援対策臨時特例交付金、災害復旧費国庫負担金などの減少により、県債は、臨時財政対策債の発行額の減少により、それぞれ減少した一方で、地方消費税清算金、使用料及び手数料が増加したことなどにより、歳入決算額は、前年度に比べ95億1,288万6千円増加し、5,251億88万8千円となりました。

○歳出決算額

「滋賀県行政経営方針」に基づき、財政健全化の取組を進める一方、地方消費税の税率引上げに伴う地方消費税都道府県清算金および地方消費税市町交付金の増加、県立高校の再編整備や特別支援学校の児童生徒増加対策などによる教育費の増加などにより、歳出決算額は、前年度に比べ110億34万5千円増加し、5,221億1,138万7千円となりました。



(1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、29億8,950万1千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、8億9,133万7千円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると10.4%の増となり、平成27年度単年度の収支額は、8,401万9千円のプラスとなっています。

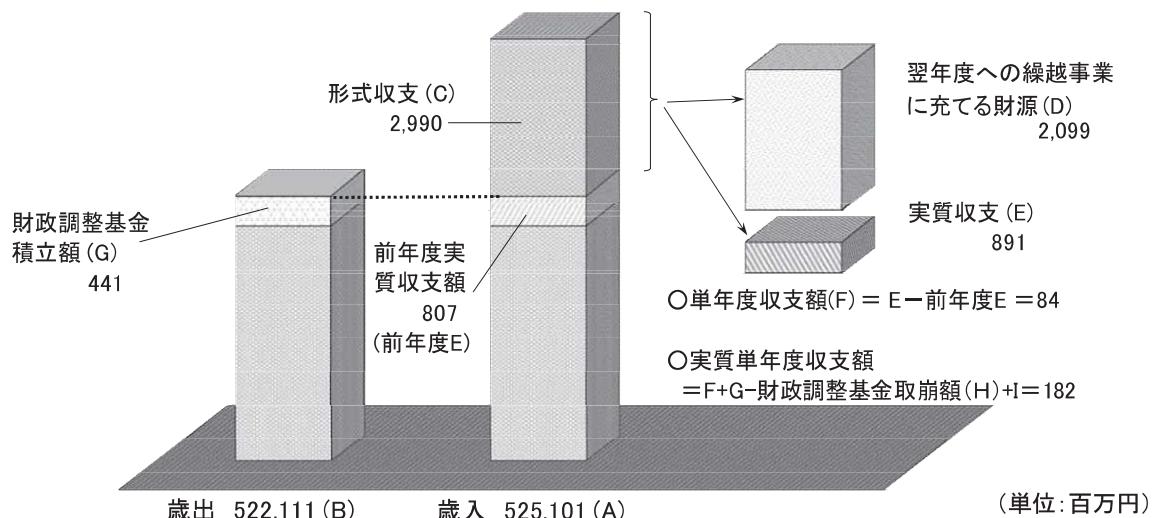
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、1億8,196万4千円のプラスとなっています。

●平成27年度一般会計決算

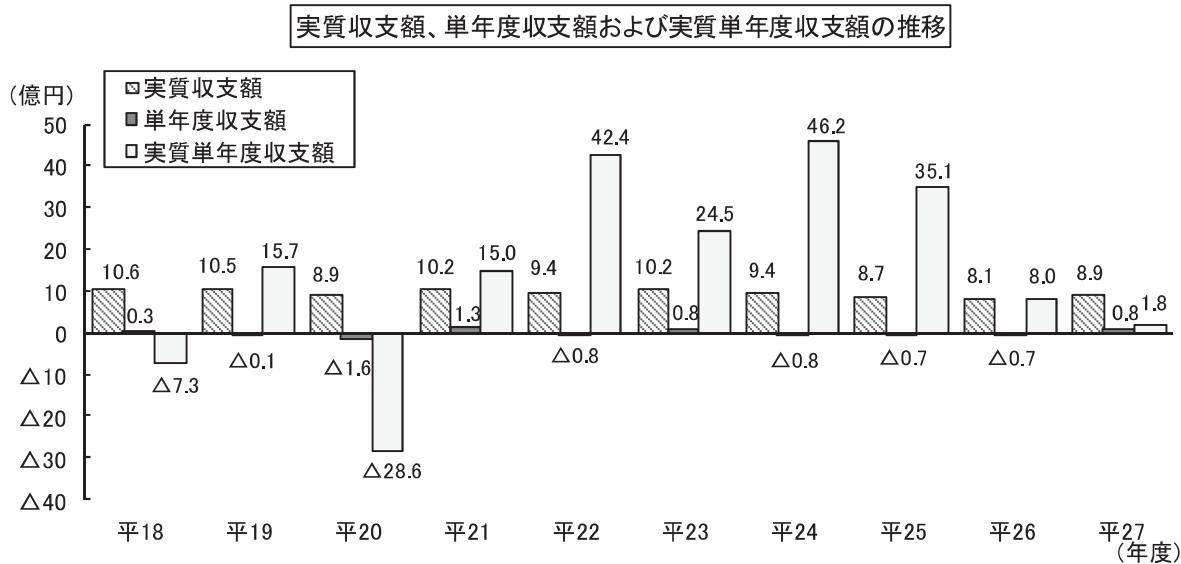
(単位：千円・%)

区分	平成27年度		平成26年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	525,100,888	101.8	515,588,002	100.1
歳出総額 B	522,111,387	102.2	511,111,042	100.4
歳入歳出差引額(A-B) C	2,989,501	66.8	4,476,960	77.2
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,098,164	57.2	3,669,642	74.5
(内訳) 繰越明許費	2,098,164	57.2	3,669,127	78.3
事故繰越	—	皆減	515	0.2
支払繰延	—	—	—	—
実質収支額(C-D) E	891,337	110.4	807,318	92.5
単年度収支額(E-前年度のE) F	84,019		△ 65,458	
財政調整基金積立額 G	440,660	50.7	869,781	24.3
財政調整基金取崩額 H	342,715	皆増	—	—
地方債繰上償還額 I	—	—	—	—
実質単年度収支額(F+G-H+I)	181,964		804,323	

【平成27年度収支の状況】



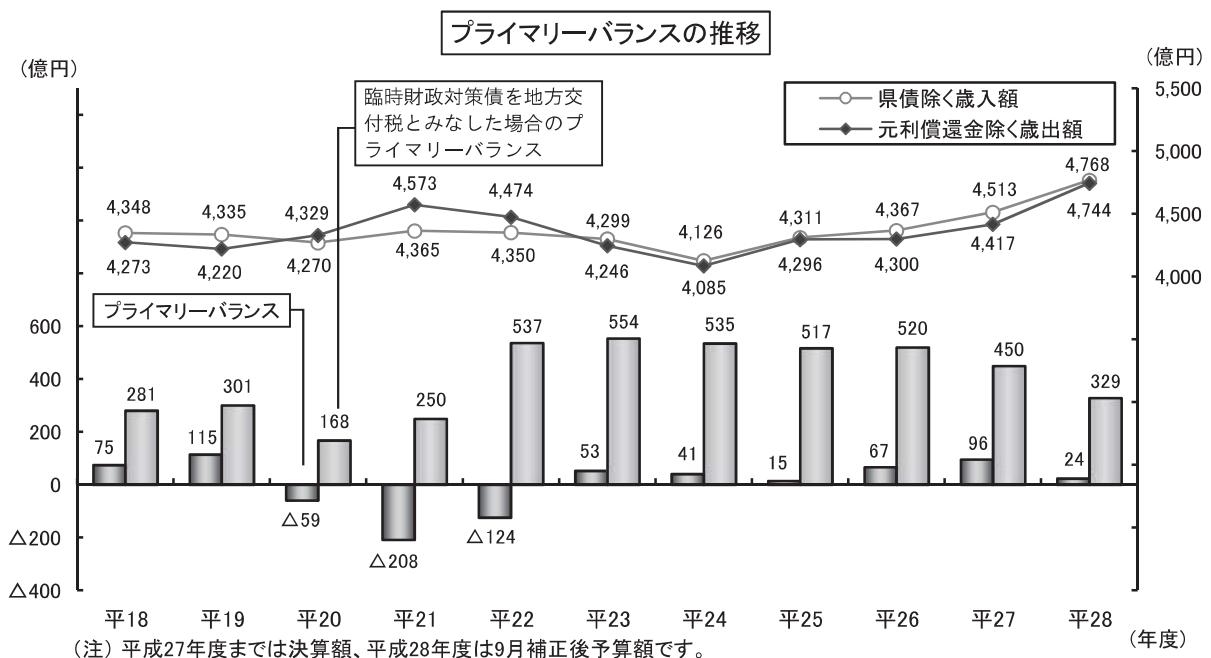
収支状況の推移を見ると、これまで「財政構造改革プログラム」等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。なお、平成27年度は、7年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。



プライマリーバランス^{*}は、平成20年度以降、経済情勢の悪化による県税収入の減少を県債の発行で対応したことや地方交付税の振替措置として国に代わって県が借り入れている臨時財政対策債の増加などにより、マイナスに転じましたが、平成23年度は臨時財政対策債の発行が減少したことによりプラスとなり、その後もプラスを維持しています。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債以外の歳入で賄っていることとなり、逆にマイナスになると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を先送りしている状態と言えます。

※プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債に係る元利償還金を除いた歳出決算額の差



(2) 岐入決算額

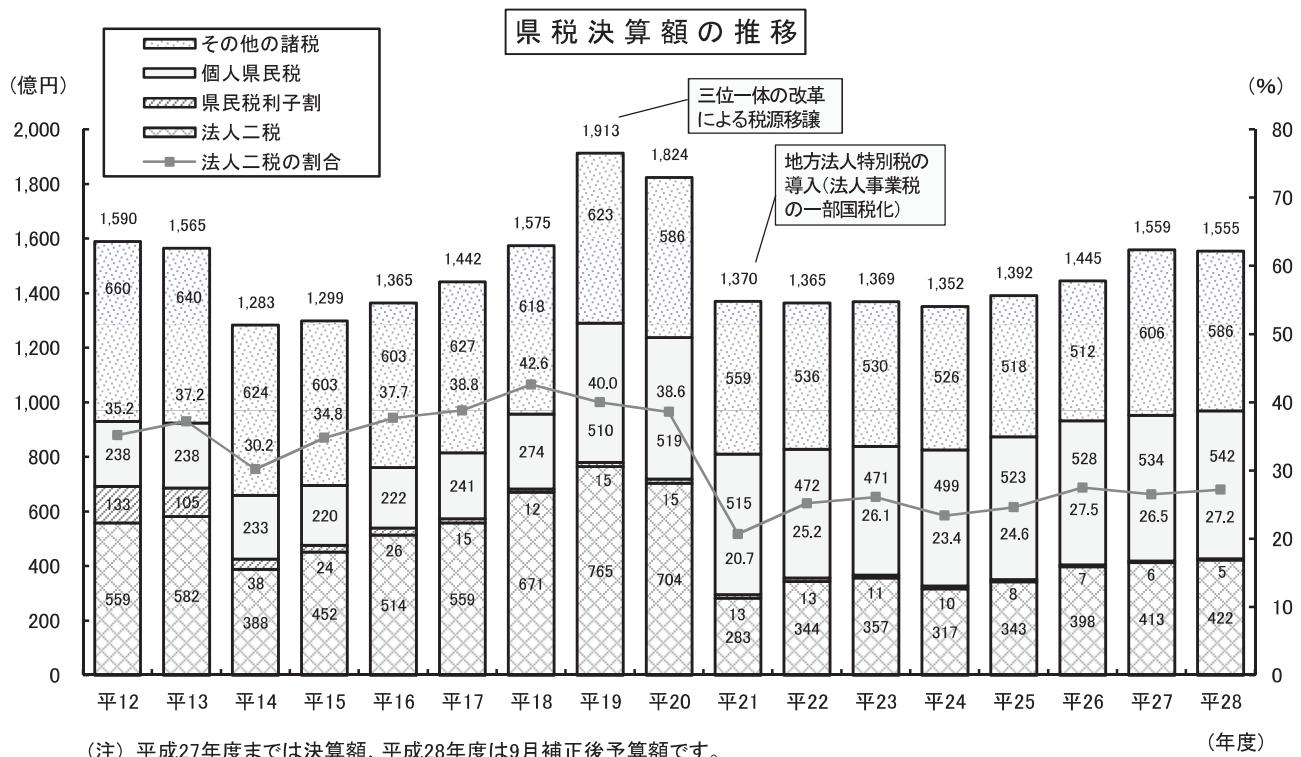
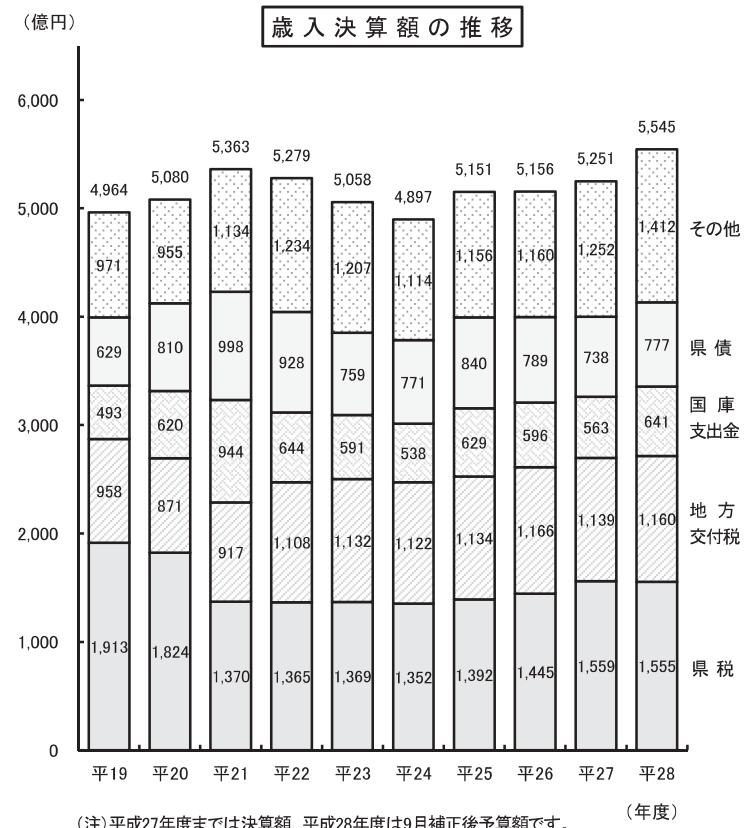
○県税

平成27年度の我が国の経済は、個人消費および民間設備投資の回復に遅れがみられるものの、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続き、実質GDP成長率はプラスとなりました。

本県では、消費税および地方消費税の税率引上げの影響により地方消費税が209億9,949万9千円と前年度に比べ91億4,711万2千円、77.2%の増となりました。

この他には、個人県民税が534億4,958万2千円と前年度に比べ6億7,636万9千円、1.3%の増となるとともに、法人二税が15億1,772万9千円、3.8%の増となりました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、114億175万4千円、7.9%増の1,559億4,988万3千円となりました。



○地方譲与税

地方法人特別譲与税が減少したことなどから、前年度に比べ 21 億 8,253 万 6 千円、8.1% 減の 248 億 8,828 万 6 千円となりました。

○地方交付税

税率の増などに伴い普通交付税額が減少したことなどにより、地方交付税額は、前年度に比べ 26 億 3,202 万 8 千円、2.3% 減の 1,139 億 3,487 万 6 千円となりました。

○国庫支出金

子育て支援対策臨時特例交付金や災害復旧費、国庫負担金などの減少により、前年度に比べ 32 億 2,861 万 2 千円、5.4% 減の 563 億 2,602 万 3 千円となりました。

○県債

警察署の移転新築や県立学校の再編整備などに係る県債が増加したものの、地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債が、前年度に比べ 99 億 7,740 万円、22.0% の減となったことから、全体では 51 億 2,400 万円、6.5% 減の 737 億 8,030 万円となりました。

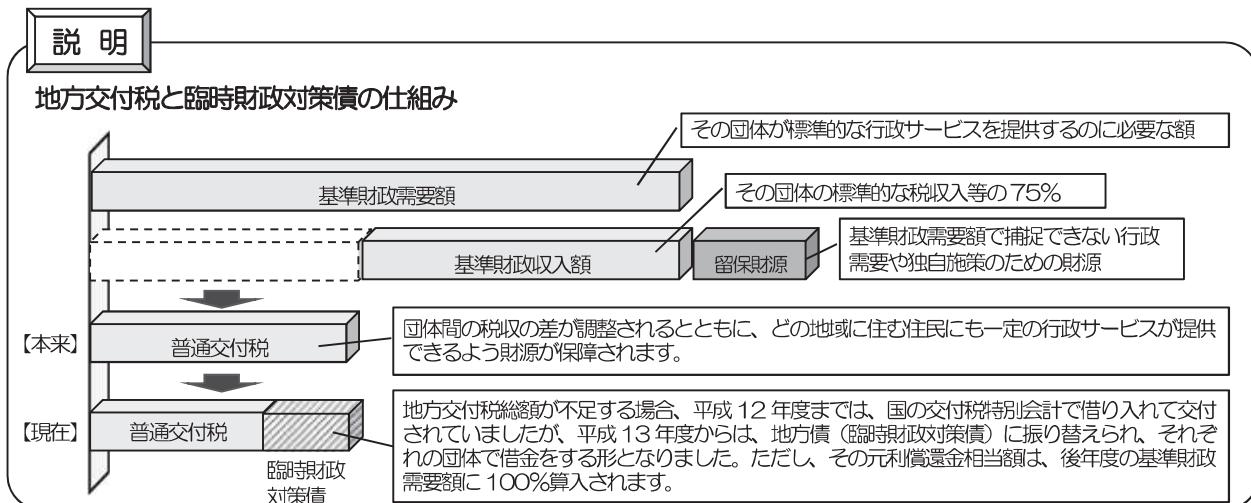
○一般財源比率と自主財源比率

県税等が前年度に比べ増加したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度から 1.9 ポイント上昇し、74.5% となりました。

また、県税や地方消費税清算金等の自主財源が増加したことに加え、国庫支出金や県債等の依存財源が減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、3.5 ポイント上昇し、48.6% となりました。

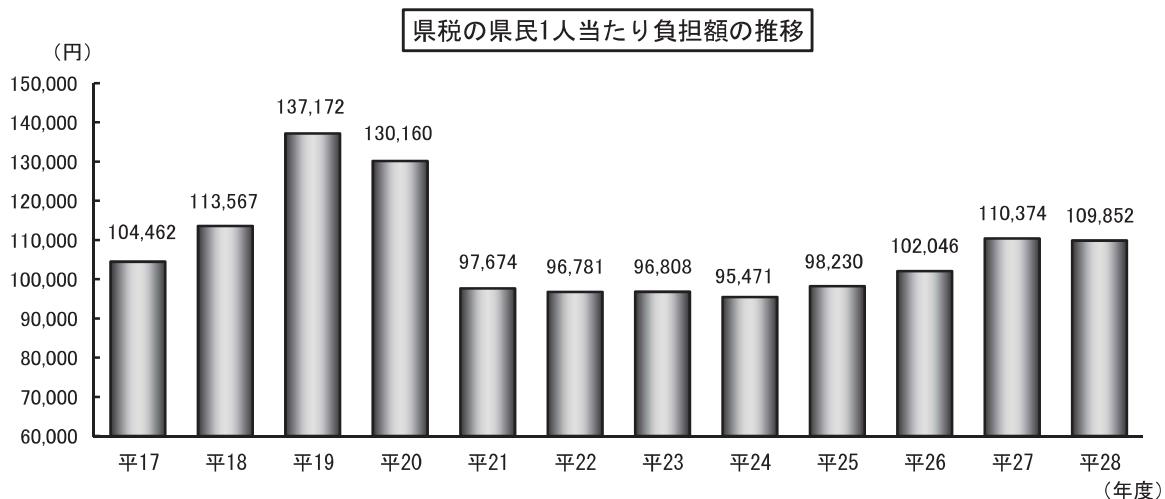
付表 第1表 平成27年度一般会計歳入決算状況 → 61ページ

第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 61ページ



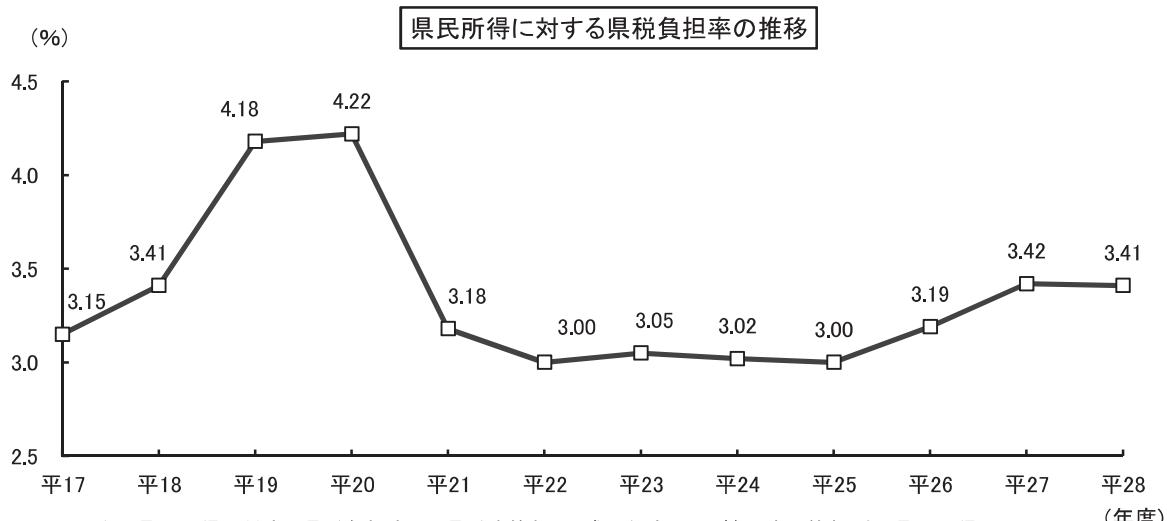
県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県民1人当たりに換算すると、平成27年度決算額で110,374円となります。消費税および地方消費税の税率引上げの影響により地方消費税が大幅に増収となったこと、地方法人課税の偏在は正措置の見直しの影響などにより法人二税が増収となったことなどから、前年度を上回る水準となっています。



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成28年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成17年度、平成22年度および平成27年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率は、平成19年度および平成20年度は県税決算額が大きかったため4%台となっていましたが、経済情勢の悪化等に伴う県税収入の減により、平成21年度に大きく低下しました。それ以後概ね3%程度の水準で推移していましたが、平成25年度以降は県税決算額の増加に伴い上昇傾向にあります。



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成28年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成25年度までは平成25年度滋賀県民経済計算によるもので、平成26年度および平成27年度は回帰分析による見込値、平成28年度は平成27年度と同額)で除したものです。

付表 第3表 平成26年度～平成28年度県税収入状況 → 62ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 63ページ

(3) 岐出決算額

平成27年度は、新たな「滋賀県基本構想」と「滋賀県行政経営方針」に沿って取り組む初年度として、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現するため、対話と共に協働のもと、先駆的・重点的な施策に取り組みました。岐出規模としては、地方消費税の税率引上げに伴う地方消費税都道府県清算金および地方消費税市町交付金の増などにより、3年連続で前年度を上回りました。

目的別決算額

- 目的別に見ると、警察署の移転新築関係経費や平成27年国勢調査費の増などにより、前年度に比べて警察費で10.3%、総合政策費で4.7%それぞれ増加しています。一方、総務費で12.7%、土木交通費で8.8%、琵琶湖環境費および商工観光労働費で6.2%それぞれ減少しています。
- 決算額の構成比は、教育費が全体の25.5%（前年度25.4%）を占め、以下、健康医療福祉費16.7%（同17.4%）、公債費15.4%（同15.9%）、諸支出金9.7%（同5.9%）と続いています。

○総合政策費

平成27年国勢調査費や公共用地先行取得事業資金貸付事業費の増加などにより、9億1,809万4千円、4.7%の増となりました。

○総務費

公共建築物等長寿命化等推進基金への積立金の減少などにより、29億3,329万6千円、12.7%の減となりました。

○琵琶湖環境費

補助治山事業費、旧アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工事費の減少などにより、11億7,216万円2千円、6.2%の減となりました。

○商工観光労働費

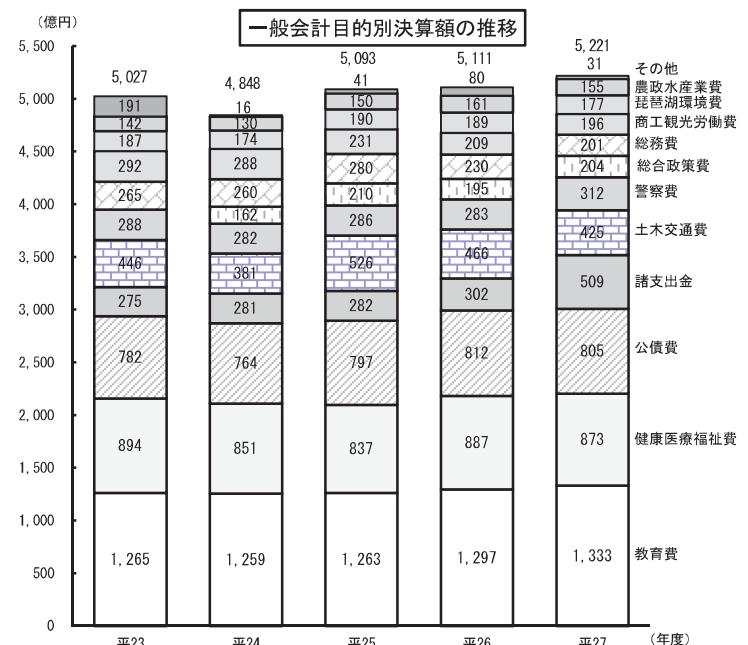
中小企業振興資金貸付金の減少などにより、12億8,825万5千円、6.2%の減となりました。

○土木交通費

道路および河川事業で平成25年度から繰り越された国の経済対策に伴う事業が平成26年度で完了するなど、公共事業費が減少したことなどにより、41億1,435万2千円、8.8%の減となりました。

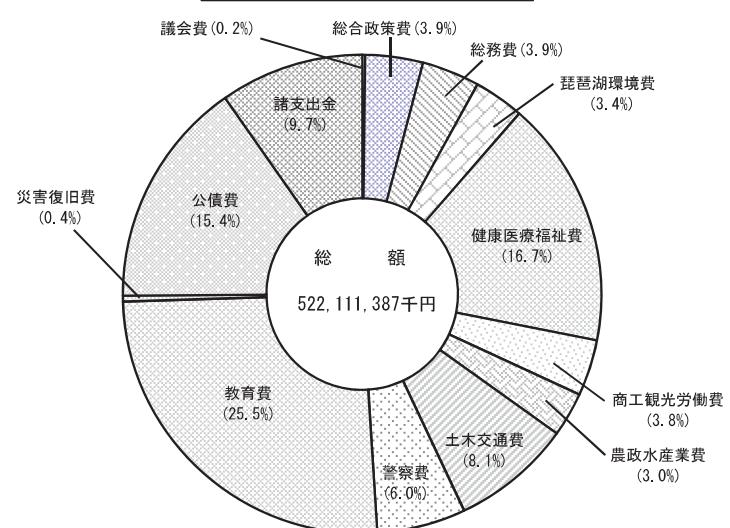
○警察費

近江八幡・甲賀両警察署の移転新築に伴う経費および職員給与費が増加したことにより、29億581万4千円、10.3%の増となりました。



(注) 本グラフは、各年度の款別決算額により作成しています。

歳出決算額の目的別（款別）構成図



性質別決算額

- 義務的経費については、退職者の増加による退職手当の増などにより人件費が増加したことなどから、前年度に比べ0.6%の増となったものの、歳出決算規模が前年度に比べ増加したことにより、構成比は前年度に比べ0.8ポイント減少して49.2%となりました。
- 投資的経費については、平成25年度からの国の経済対策に伴う事業が平成26年度で完了したこと、平成25年の台風18号による被害への対応が一定完了したことなどにより、前年度に比べ10.9%の減となりました。
- その他の経費については、積立金や維持補修費などが減少したものの、地方消費税市町交付金の増などにより補助費等が増加したことなどから、前年度に比べ10.0%の増となりました。

○普通建設事業費

平成25年度から繰り越された国の経済対策に伴う事業が平成26年度で完了したことなどにより、前年度に比べ34億4,620万2千円、4.9%の減となりました。

- ① 補助事業費： 平成25年度の国の経済対策に伴い実施してきた道路および河川事業が、平成26年度で完了したことなどにより、前年度に比べ120億8,510万3千円、27.8%の減となりました。
- ② 単独事業費： 警察署の移転新築関係経費や県立学校の耐震対策、再編整備などの経費の増加などにより、前年度に比べ86億8,069万5千円、38.0%の増となりました。
- ③ 国直轄事業負担金： 国直轄河川事業費負担金の減少などにより、前年度に比べ1億1,104万5千円、3.6%の減となりました。

○災害復旧事業費

平成25年の台風18号による被害への対応が一定完了したため、49億6,728万円、72.6%の減となりました。

○人件費

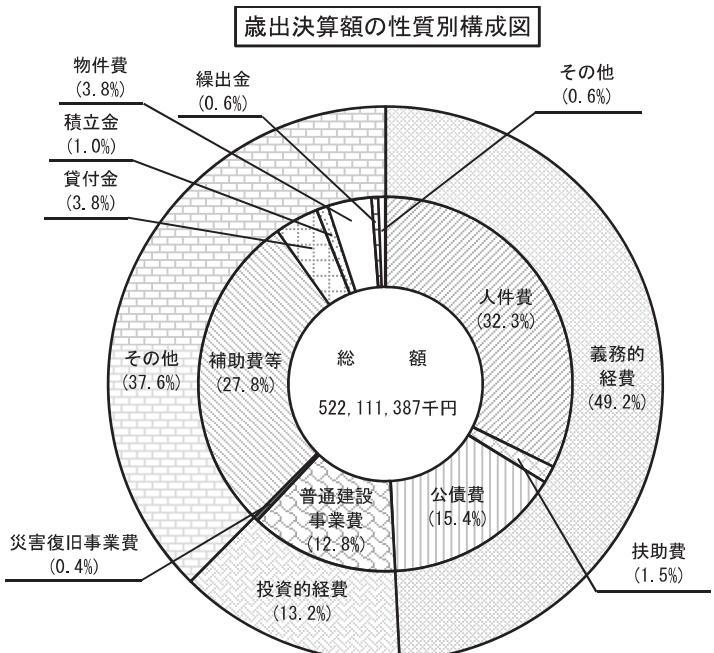
退職者の増加に伴い退職手当が増加したことなどから、21億7,744万3千円、1.3%の増となりました。

○補助費等

地方消費税都道府県清算金や地方消費税市町交付金の増加などにより、256億9,704万2千円、21.5%の増となりました。

○積立金

地域医療介護総合確保基金等への積立が増加したもの、子育て支援対策臨時特例基金、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金、公共建築物等長寿命化等推進基金等への積立が減少したことにより、55億7,022万1千円、51.4%の減となりました。



消費税および地方消費税の税率引上げによる增收分の活用状況

社会保障と税の一体改革により、消費税および地方消費税の税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に活用することとしています。
平成27年度決算における状況は次のとおりです。

引上げ分の地方消費税収が充当される社会保障関係施策に要する経費

歳 入	引上げ分の地方消費税収	9,997 百万円
------------	--------------------	------------------

※社会保障財源化分の市町への交付金を除いています。

歳 出	社会保障施策に要する経費	62,389 百万円
------------	---------------------	-------------------

(内訳)

(単位:千円)

分野	事 業 区 分	経 費	財 源 内 訳		
			特定財源 (国庫補助金等)	一 般 財 源	
社会 福祉	児 童 福 祉 事 業	9,976,610	923,748	3,068,835	5,984,027
	障 害 者 福 祉 事 業	8,312,846	1,010,242	739,116	6,563,488
	高 齢 者 福 祉 事 業	1,712,955	924,992	494,631	293,332
	生 活 保 護 事 業	958,034	601,331	39,032	317,671
	母 子 福 祉 事 業	324,791	103,956	21,795	199,040
	低 所 得 者 支 援 事 業	9,117	9,008	11	98
	そ の 他	726	0	72	654
	小 計	21,295,079	3,573,277	4,363,492	13,358,310
社会 保険	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	13,838,632	445,116	1,562,708	11,830,808
	介 護 保 險 事 業	13,040,190	0	1,648,911	11,391,279
	国 民 健 康 保 險 事 業	10,867,526	44,477	1,822,329	9,000,720
	小 計	37,746,348	489,593	5,033,948	32,222,807
保健 衛 生	感染症その他の疾病予防対策	1,885,046	940,846	214,359	729,841
	医 療 に 係 る 施 策 事 業	1,323,604	848,542	384,875	90,187
	そ の 他	138,743	135,437	326	2,980
	小 計	3,347,393	1,924,825	599,560	823,008
	合 計	62,388,820	5,987,695	9,997,000	46,404,125

○上記①のうち、社会保障施策の充実に充当した地方消費税額（引上げ分）

4,569,677 千円

<主な施策の内容>

- ・子ども・子育て支援新制度への移行に伴う経費 2,264,921 千円
- ・地域医療介護総合確保事業に要する経費 809,039 千円
- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充に要する経費 424,168 千円
- ・国民健康保険への財政支援の拡充に要する経費 378,206 千円
- ・難病・小児慢性特定疾患にかかる助成制度に要する経費 120,338 千円
- ・介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化に要する経費 37,971 千円

○上記①のうち、社会保障施策の充実以外の使途に充当した地方消費税額（引上げ分）

5,427,323 千円

- ・社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費 5,081,249 千円
(介護保険給付費負担金、障害者自立支援給付費等負担金など)
- ・消費税および地方消費税の税率引上げに伴う社会保障経費の増（公経済負担分） 346,074 千円

特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は2,130億9,714万円、歳出決算額は2,097億8,975万円で、歳入歳出差引額は33億739万円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要是、次のとおりです。

会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るための市町振興資金貸付金について、5億7,345万4千円の償還を受けました。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、279件、1億4,145万7千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、総額3億236万円の償還を受けました。
就農支援資金貸付事業等	新規就農者の育成を図るための資金として、1件、560万円を貸し付けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として1億1,000万円を貸し付けました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るために下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金3億337万円を償還しました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,329億7,792万4千円の元利償還等を行いました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として62億485万9千円を支出するとともに、汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。
公営競技事業	収益事業として経営している競艇事業の経費に534億369万7千円を支出しました。そのうち、県民の福祉や教育の充実につながる諸事業の財源として、2億円を一般会計に繰り出しました。

付表 第7表 平成27年度特別会計歳入歳出決算状況 → 65ページ

普通会計決算の概要

○決算収支の状況

平成 27 年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて 4,717 万 1 千円減の 5,067 億 8,344 万 9 千円、歳出が 15 億 2,363 万 8 千円増の 5,021 億 8,487 万 3 千円となりました。

実質収支は、前年度に比べて 1,035 万 9 千円増の 11 億 1,029 万 2 千円のプラスとなり、実質単年度収支は、1 億 830 万 4 千円のプラスとなりました。

●平成 27 年度普通会計決算

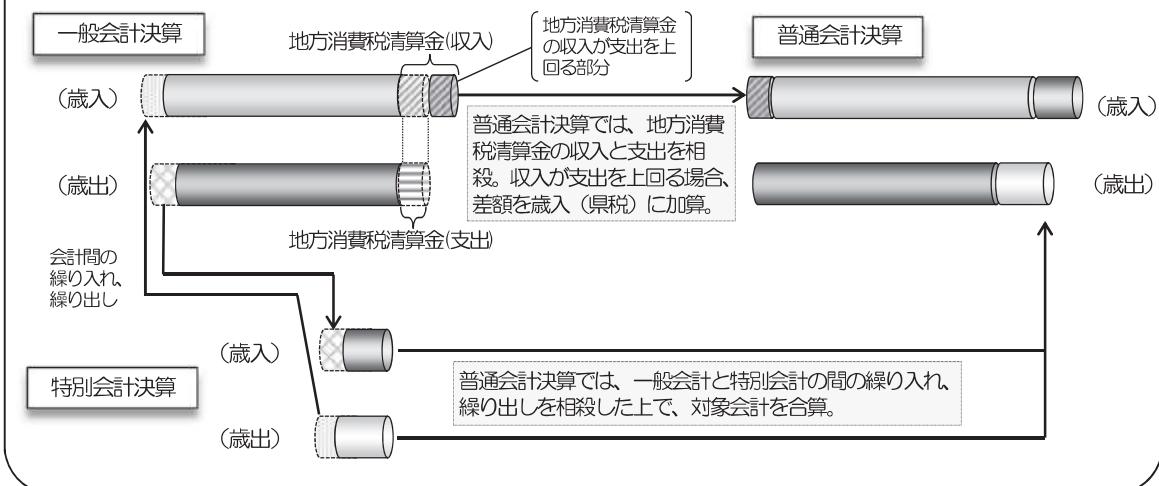
(単位：千円・%)

区分	平成 27 年度		平成 26 年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳 入 総 額 A	506,783,449	100.0	506,830,620	99.4
歳 出 総 額 B	502,184,873	100.3	500,661,235	99.7
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,598,576	74.5	6,169,385	82.5
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,488,284	68.8	5,069,452	80.3
実 質 収 支 額 (C-D) E	1,110,292	100.9	1,099,933	94.4
単年度収支額(E-前年度の△) F	10,359		△ 65,499	
財政調整基金積立額 G	440,660	50.7	869,781	24.3
財政調整基金取崩額 H	342,715	皆増	—	—
地方債繰上償還額 I	—	—	—	—
実質単年度収支額(F+G-H+I)	108,304		804,282	

説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計（公営企業会計および収益事業会計）以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と 13 の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業と収益事業会計である公営競技事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第8表 平成 27 年度普通会計歳入決算状況 → 65 ページ

第9表 平成 27 年度普通会計目的別歳出決算状況 → 66 ページ

第10表 平成 27 年度普通会計性質別歳出決算状況 → 66 ページ

財政指標から見た滋賀県財政

《平成 27 年度普通会計決算による財政指標》

	滋賀県	全国平均
経常収支比率	95.1%	93.4%
実質公債費比率	14.1%	12.7%
将来負担比率	194.7%	175.6%
財政力指数	0.539	0.491

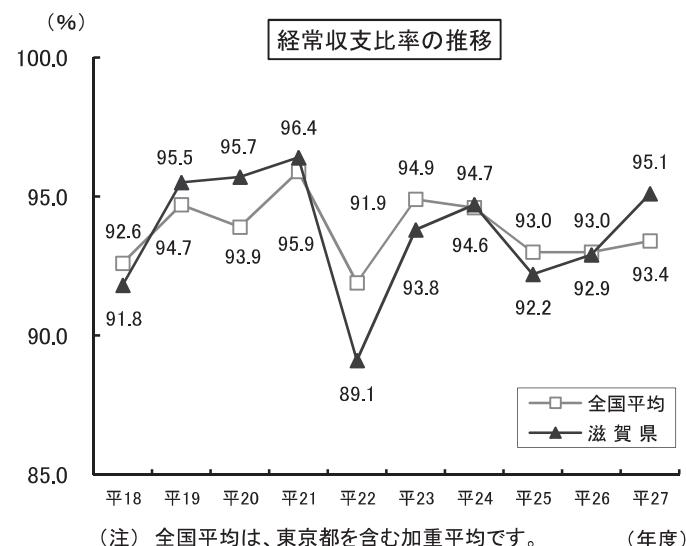
○経常収支比率

人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない一般財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時の行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。

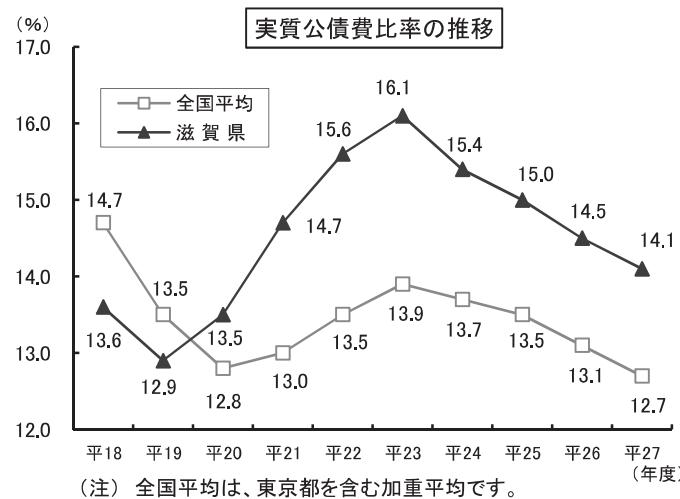
○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものと含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が16%未満の団体は、民間資金を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際して国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成 20 年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。 (年度)



(注) 全国平均は、東京都を含む加重平均です。 (年度)

説明

一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

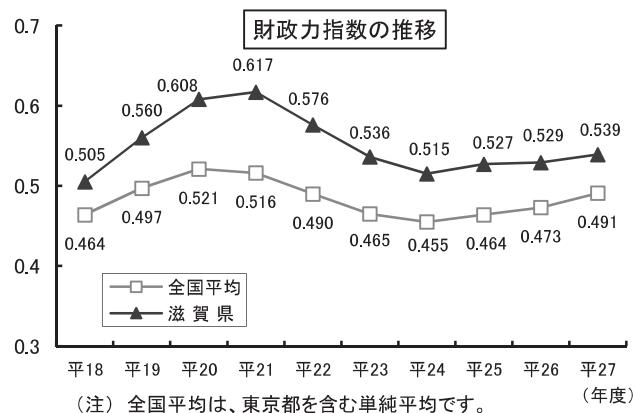
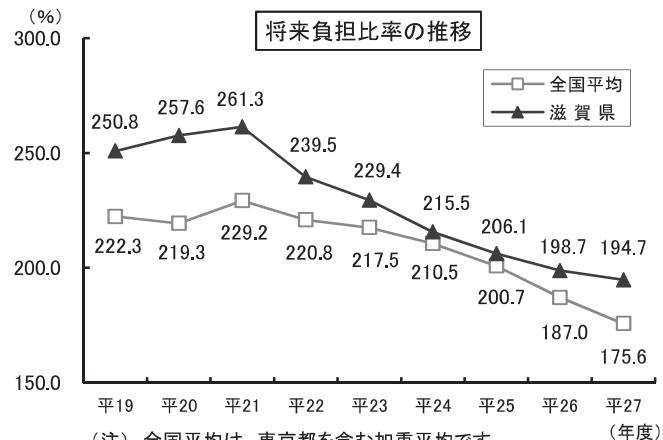
○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税収等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源+臨時財政対策債+減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \right) \text{ の3カ年分合計 } \times 1/3 \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金（次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。）

B = 元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

※「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものと定義する。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left(\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額+地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

・将来負担額 : aからhまでの合計額

a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

b = 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

e = 退職手当支給予定額（全職員に対する期末支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

g = 連結実質赤字額

h = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額 : aからhまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の過去3カ年の平均値}$$